

議案第二十三号

港区立校外学園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立校外学園条例の一部を改正する条例

港区立校外学園条例（昭和三十九年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（使用料の還付）

第八条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立校外学園条例第八条の規定は、施行日以後になされた使用の承認に係る使用料について適用し、施行日前になされた使用の承認に係る使用料について

は、なお従前の例による。

(説明)

校外学園の使用料の還付に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。